

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-6)

政策分野名	優良農地 ^{注1} の確保と有効利用の促進					公表時期	平成23年11月				
担当部局名	経営局(農村振興局) 〔 経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/農地資源課 〕					政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展				
政策の概要	農地面積の減少が続く、農業生産が行われない耕作放棄地や不作付地が年々増加しているとともに、担い手に対する農地のまとまった利用集積が進まない状況にある中、優良農地の確保と有効利用の促進を図る。 このため、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化、耕作放棄地対策の推進、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進のための施策を行う。										
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 2 (4)優良農地の確保と有効利用の促進					評価実施予定時期	平成24年度				
施策(1)	計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化										
目標①	農用地区域 ^{注2} 内農地面積の確保										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 農用地区域内農地面積の増加	-	-	8万ha増加 (累計)	32年	4千ha増加	4千ha増加	4千ha増加	4千ha増加	1万ha増加	農用地の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月変更)」において、農用地区域内農地面積(以下「農地面積」という。)を平成22年(平成21年407万ha)から平成32年までの間に8万ha増加させ415万haとするとの目標を掲げていることから、これを基に達成目標として設定した。 この農地面積の目標は、これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進や除外の抑制等の効果及び新たな食料・農業・農村基本計画に沿った各種施策による耕作放棄地の発生抑制・再生の効果を織り込んで設定した。 なお、国の基本指針の変更に伴う各都道府県の基本方針の変更において、都道府県知事との協議調整を行い、都道府県が定める確保すべき農用地区域内農地の面積目標と国の面積目標との整合性が確保された。 各年度の目標値については、平成21年(基準年)における農地面積(407万ha)と平成32年(目標年)における目標面積(415万ha)との差が、基準年から目標年までの期間(11年間)中均等に生ずるとの前提の下で、年次ごとの目標面積を設定した。 ただし、効果のうち、荒廃した耕作放棄地の再生については、施策②の耕作放棄地対策の推進による解消面積の目標値の考え方を考慮し、設定した(平成24年度以降の②の目標値が補正された場合には、本目標値についても必要に応じ、補正を行う。)	

施策(2)	耕作放棄地対策の推進									
目標①	農用地区域における荒廃した耕作放棄地の解消									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 荒廃した耕作放棄地の解消面積	—	—	10万ha (累計)	32年	6千ha	6千ha	6千ha	6千ha	1.1万ha	<p>施策①「計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化」の欄に示している「農用地等の確保等に関する基本指針」においては、平成32年までに415万ヘクタールの面積確保との目標を掲げている。これを達成するためには、農用地区域からの農地の除外や新たな耕作放棄地発生による農地の減少のこれまでのすう勢を踏まえた上で、荒廃した耕作放棄地を平成32年までに10万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これに基づき達成目標を設定した。</p> <p>平成21年度に市町村及び農業委員会から報告のあった耕作放棄地の解消計画面積の集計結果から推計すると、農用地区域内の荒廃した耕作放棄地のうち、現状で引き受け手の確保が見込まれる面積は10万ヘクタール中おおむね3万ヘクタール程度と見込まれる。</p> <p>この3万ヘクタールについては、目標年次までの11年間の前半5年間(H22～26)で耕作放棄地再生利用緊急対策等により解消されるものとし、残り7万ヘクタールについては後半6年間(H27～32)において解消されるものとして目標設定を行った。</p> <p>なお、前半と後半の年度ごとの目標値の格差については、今後、戸別所得補償制度による農業経営が継続できる環境の整備や改正農地法の適切な運用の効果により、後半部分の一部が前倒しされ平準化されることを想定しているが、現時点ではその効果を定量的に把握することが困難であることから、平成24年度以降の各年度の目標設定に際しては、今回の目標設定の考え方をベースとして、市町村の解消計画の集計結果を踏まえて補正するものとする。</p>

施策(3)	意欲ある多様な農業者への農地集積の推進										
目標①	平成32年までに農地面積の8割程度を販売農家 ^{注3} 、法人経営に集積										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 農地利用集積円滑化事業 ^{注4} による集積面積	0ha	21年度	年間5万ha	27年度	5万ha	5万ha	5万ha	5万ha	5万ha	5万ha	<p>平成22年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」において、平成32年には農地の7割程度が販売農家(うち4割程度が主業農家)、1割程度が法人経営、2割程度が集落営農によって担われると見込んでいる。</p> <p>この農業の構造展望を実現するため、意欲ある多様な農業者に対する農地の利用集積をより一層促進する必要がある、平成21年12月に施行された改正農地法により創設した「農地利用集積円滑化事業による集積面積」を測定指標とした。</p> <p>また、農地利用集積円滑化事業による面的集積を促進するために、平成22年度は農地利用集積事業を実施したが、平成23年度からは農地利用集積事業を廃止して農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算を実施しており、各年度において規模拡大加算の年間の目標集積面積5万haを達成することを目標値とした。</p>
(イ) 農業生産基盤整備 ^{注5} 地区における意欲ある多様な農業者への農地集積率	約23% 平成20年度における基盤整備前の集積率	20年度	70%以上	27年度	63%	65%	68%	70%	70%以上	<p>生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により農地流動化が進展することから、農業生産基盤整備地区における「農地集積率」を測定指標とした。</p> <p>農業生産基盤整備地区においては、目標年度を5年間前倒し、平成27年度までに事業を通じて当該地区の意欲ある多様な農業者に対して、受益面積の7割に当たる農地を利用集積することを目標値として設定した。</p>	

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農業構造動態調査(農林水産省統計調査)及び経営局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値(%)－基準値(%)) / (当該年度の目標値(%)－基準値(%)) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 優良農地	集団的な農地(効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地。)や農業用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注2 農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。
注3 販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
注4 農地利用集積円滑化事業	農用地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成21年12月に施行された改正農地法により創設(農業経営基盤強化促進法に措置)された市町村段階に設置する農地利用集積円滑化団体(市町村、市町村公社、農協等)が農用地等の所有者から農用地等の貸付け等の委任を受け(又は借入れ等)、意欲ある農業者に貸付け等する事業。
注5 農業生産基盤整備	水田や畑の土地及び労働生産性等の向上を目的とした農地基盤の整備。

政策手段一覧（政策分野名：6. 優良農地の確保と有効利用の促進）

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<p>国の農地確保に関する基本指針、都道府県の基本方針等の変更を中心として、優良農地の確保と農業振興施策の計画的な推進を図るもの。</p> <p>【(1)-①との関連】 平成21年12月に施行された農地法等の一部を改正する法律により改正された農業振興地域制度の適切な運用を推進することとしており、計画的な土地利用の推進を図ることに寄与する。</p> <p>【(2)-①との関連】 平成21年12月に施行された農地法等の一部を改正する法律により改正された農振法の規定により、22年6月には、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更され、新たに全国で確保すべき農用地区域内農地の面積目標が定められた。この面積目標を達成するためには、農用地区域内農地にある耕作放棄地を再生することが必要であり、耕作放棄地対策の推進に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 農振法第8条に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画では「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項」を定めることとしており、この方向性に即して各種施策が実施されることとなるため、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段: 予算額/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(2)	農地法 (昭和27年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	<p>農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置。</p> <p>【(1)-①との関連】 農用地区域内の農地等の優良農地は原則として転用許可を認めないこととする一方、市街地にある農地等においては原則許可を認めることとすることにより、転用を市街地にある農地等に誘導することで、農用地区域内の農地等の確保に資する仕組みとし、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与する。</p> <p>【(2)-①との関連】 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施することにより、耕作放棄地対策の推進に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 一定の要件の下で、農業生産法人以外の法人が農地を賃借することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(3)	集落地域整備法 (昭和62年)	—	—	—	(1)-①-(ア)	<p>良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、その地域の振興と秩序ある整備を推進する。</p> <p>農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。</p>
(4)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年)	—	—	—	(1)-①-(ア)	<p>地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮。</p> <p>産業業務施設等の整備に必要な用地について、優良農地の確保等農林漁業の健全な発展との調和に配慮しつつ、農業上の土地利用との調整を行うことにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(5)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	-	-	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<p>農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。</p> <p>【(1)-①との関連】 活性化計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。</p> <p>【(2)-①との関連】 活性化計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、耕作放棄地対策の推進に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 活性化計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(6)	土地改良法 (昭和24年)	-	-	-	(2)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<p>農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。</p> <p>【(2)-①との関連】 本法に基づき、耕作放棄地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、耕作放棄地の解消に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 本法に基づき、生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、意欲ある多様な農業者への農地集積に寄与する。</p>
(7)	農業委員会等に関する法律 (昭和26年)	-	-	-	(2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	<p>耕作放棄地所有者に対する指導等の法令業務や農地のあっせん活動等の業務を実施する農業委員会の組織運営について規定。</p> <p>【(2)-①との関連】 農業委員会が耕作放棄地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続を実施することにより、耕作放棄地対策の推進に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 農業委員会が農地のあっせん活動を実施することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段: 予算額/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(8)	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年)	—	—	—	(3)-①-(ア)	農地の利用集積を円滑に実施するため、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業、農用地利用改善事業等を措置することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(9)	農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金 (平成19年度) (関連: 政策分野7、9、10、11、12、 13、14、17)	40,829 (38,485)	31,579 (29,662)	18,357	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<p>農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。</p> <p>【(1)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、農用地区域への編入促進や除外の抑制を図り、目標である計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化を図り目標である計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与する。</p> <p>【(2)-①との関連】 本交付金において、生産基盤の総合的・一体的な整備や農村地域が一体となって取り組む遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、遊休農地解消のための地域の合意形成及び土地条件整備等を支援するものであり、農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の解消に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、同時に行う換地や利用権設定により農地流動化を図り、目標である意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(10)	耕作放棄地再生利用緊急対策交 付金 (平成21年度) (主)	20,856 (20,596)	—	421	(2)-①-(ア)	<p>荒廃した耕作放棄地を再生利用する農業者等の取組を支援。</p> <p>本交付金は、地方単独事業と効果的に協調することにより、地域の取組の中核的な役割を担う事業として耕作放棄地の解消に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(11)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (関連:政策分野7)	5,290 (5,283)	3,268 (3,255)	579	(2)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<p>広範な農地の排水対策や大区画化、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を行う。</p> <p>【(2)-①との関連】 耕作放棄地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、耕作放棄地の解消に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、意欲ある多様な農業者への農地集積に寄与する。</p>
(12)	農地制度実施円滑化事業費補助金 (平成22年度) (主)	—	5,259 (2,763)	2,999	(3)-①-(ア)	<p>農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要な経費を補助することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(13)	農業委員会交付金 (昭和60年度) (主)	4,776 (4,776)	4,776 (4,776)	4,764	(3)-①-(ア)	<p>農業委員会が農地法等の法令に基づく業務を処理するために必要な経費を交付することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(14)	都道府県農業会議会議員手当等負担金 (昭和29年度) (主)	562 (562)	553 (544)	530	(3)-①-(ア)	<p>都道府県農業会議が農地法等の法令に基づく業務を処理するために必要な経費を負担することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(15)	農地売買円滑化事業 (平成22年度) (主)	—	120 (34)	100	(3)-①-(ア)	<p>意欲ある農業者の農地取得を支援するため、農地保有合理化法人が行う農地の売買において生じる買入価格と売渡価格の差損の一部を助成。</p> <p>農地保有合理化法人が、計画的に規模拡大を図ろうとする農業者に対して、円滑に農地を売り渡すことにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(16)	農地調整費交付金 (昭和21年度) (主)	96 (91)	118 (94)	109	(3)-①-(ア)	<p>優良農地を確保し、農地の効率的な利用を図るため、都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等に要する経費について支援することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(17)	全国農業会議所事業 (平成18年度) (主)	42 (42)	35 (35)	14	(3)-①-(ア)	全国農業会議所が農業委員会の資質向上のための研修会等を実施するために必要な経費を補助することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(18)	国有農地等管理处分事業 (昭和25年度) (主)	1,880 (1,455)	2,540 (1,540)	5,484	(3)-①-(ア)	農地の利用関係の調整のため、国が行う農地等の買収、国又は都道府県が行う農地等の管理及び国が行う農地等を効率的に利用して農業を行う者などへの売払いに関する事務経費。 国が農地等を買収・管理・処分し、農地の利用関係を調整することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(19)	農地保有合理化促進事業 (平成12年度) (主)	1,472 (1,159)	865 (758)	946	(3)-①-(ア)	農地保有合理化法人が、離農農家等から農地を買い入れ(借り入れ)、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に対して、売り渡し(貸し付け)を実施。 農地保有合理化法人が、円滑な経営規模の拡大を支援することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(20)	農地保有合理化促進対策費交付金(規模拡大加算交付金) (平成23年度) (主)	—	—	10,000	(3)-①-(ア)	農業者戸別所得補償制度加入者(農地の受け手)が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権の設定を受けた場合、農地の面積に応じて2万円/10aを交付。 面的集積による経営規模の拡大を支援することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(21)	農地の整備(直轄)特会 (平成7年度) (関連:政策分野7)	363 (362)	750 (603)	80	(3)-①-(イ)	広範な農地の排水対策や大区画化、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を実施。 生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、意欲ある多様な農業者への農地集積に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段:予算額/<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(22)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:政策分野7、9、11、12、17、 19)	—	77,994 (77,851)	25,669	(3)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援。 本交付金では、事業内容の一つにおいて、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進するとともに、農地集積による大規模な経営体の育成を推進し、農業生産基盤の整備と一体的に農地集積が進展することから、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(23)	農家負担金軽減支援事業 (平成21年度) (主)	2,100 (2,099)	12,430 (7,281)	当初:8,864 1次補正:542	(3)-①-(イ)	土地改良事業の円滑な推進を図るため、事業を契機とした意欲と能力のある経営体の農地集積等に取り組む地域に対し、農家の負担金の軽減と計画償還の一層の推進を支援。 一定以上の農用地の利用集積を図る地域や土地改良事業の負担金の償還が困難な土地改良地区を対象に、無利子貸付や利子助成を行うことにより、土地改良事業実施地区における負担金を軽減することとあわせて、意欲ある農業者への農地利用集積等を推進に寄与する。
(24)	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 (平成23年度) (関連:政策分野7、11)	—	—	17,870	(3)-①-(イ)	国営事業等によって形成された大規模農業地域を対象として、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進し、戸別所得補償制度と相まって麦・大豆等の生産拡大を図るとともに、農地集積による大規模な経営体の育成を推進。 農業生産基盤の整備と一体的に農地集積が進展することから、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(25)	担い手育成農地集積資金利子補給金 (平成22年度) (関連:政策分野5)	—	105 (7)	312	(3)-①-(イ)	農業生産基盤整備等の事業に係る農家負担分を(株)日本政策政策公庫が無利子で貸し付けた場合に、所要額を利子補給。 農業生産基盤整備等の事業を機に一定以上の農地集積を図る農業者に対し、農家負担額の一部を無利子融資する(株)日本政策政策公庫に国が利子補給を行うことにより、基盤整備事業等の推進とあわせて意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段: 予算額/ <減収見込額> 下段: (執行額)/ <減収額>		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(26)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税: 租税特別措置法第33条の2、第65条、第68条の72] (昭和26年度)	<8> (<0>)	<0> (<0>)	<0>	(1)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<p>個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。</p> <p>【(1)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。当該交換分合は、市町村が定める交換分合計画に基づき土地の権利の移転等を行うことにより、農業振興地域整備計画で定められた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用を図るものであり、「計画的な土地利用の推進」に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の交換分合の円滑な実施が図られ、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(27)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税: 租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和38年度)	<1,711> (<1,731>)	<1,731> (<603>)	<603>	(1)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<p>個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除。</p> <p>【(1)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。当該交換分合は、市町村が定める交換分合計画に基づき土地の権利の移転等を行うことにより、農業振興地域整備計画で定められた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用を図るものであり、「計画的な土地利用の推進」に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(28)	特定住宅地造成事業等(農地保有合理化法人等への買い取り)のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税: 租税特別措置法第34条の2第2項第25号、第65条の4第1項第25号、第68条の75] (昭和42年度)	<-> (<1,446>)	<1,754> (<1,257>)	<1,509>	(1)-①-(ア) (3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<p>農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて農地保有合理化法人等により買取られる場合には、1,500万円までの譲渡所得について特別控除。</p> <p>買入協議によって農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に農地を売り渡すこととなった農地所有者の譲渡所得の特別控除を行うことにより、農地保有合理化法人等が優良農地を確保しやすくなり、それにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段: 予算額/＜減収見込額＞ 下段: (執行額)/＜減収額＞		23年度 当初予算額/ ＜減収見込額＞ (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(29)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税: 租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	<-> (＜15,948＞)	<12,689> (＜15,566＞)	<15,730>	(1)-①-(ア) (3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業委員会のあつせん等により農地等を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・農地保有合理化法人等の行う農地売買等事業により、農用地区域内にある農地等又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・個人が土地改良法による換地処分において、創設換地の用に供するための不換地・特別減歩により清算金を取得した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除等。 <p>【(1)-①との関連】 農振法第8条に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に資するため、農振法第23条に規定する農業委員会のあつせん等を行うものであり、「計画的な土地利用の推進」に寄与する。</p> <p>【(3)-①との関連】 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する農業経営基盤強化促進法等による譲渡に対して、その譲渡所得(譲渡利益)を軽減することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>
(30)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例[所得税・法人税: 租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81] (昭和50年度)	<0> (＜0＞)	<0> (＜0＞)	<0>	(1)-①-(ア)	<p>個人又は法人の有する土地等で、一定の要件の下で交換・分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。</p> <p>当該課税特例は、農振法第13条の2に基づき交換分合を実施した場合に措置されるもの。当該交換分合は、市町村が定める交換分合計画に基づき土地の権利の移転等を行うことにより、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用を図るものであり、「計画的な土地利用の推進」に寄与する。</p>
(31)	不動産取得税の課税標準の特例[不動産取得税: 地方税法第73条の14] (昭和50年度)	<0> (＜0＞)	<0> (＜0＞)	<0>	(1)-①-(ア)	<p>農振法に基づき、交換分合により土地を取得した場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額を土地の価格から控除する。</p> <p>当該課税特例は、農振法第13条の2に基づき交換分合を実施した場合に措置されるもの。当該交換分合は、市町村が定める交換分合計画に基づき土地の権利の移転等を行うことにより、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用を図るものであり、「計画的な土地利用の推進」に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段: 予算額/ <減収見込額> 下段: (執行額)/ <減収額>		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(32)	特定の基金(農地利用集積円滑化団体の基金)に対する負担金等の必要経費算入の特例[所得税・法人税: 租税特別措置法第28条、第66条の11、第68条の95、同施行令第39条の22第2項第6号] (平成21年度)	<-> (< 0 >)	< 39 > (< 0 >)	< 50 >	(3)-①-(ア)	基本構想に定められた農地利用集積円滑化団体が行う業務であって、農地売買等事業(貸借事業に限る)、研修等事業、農作業の受託、農業技術の指導及び農業用機械の普及に関するものを主たる業務とする公益法人に対し、その特定の業務の基金に充てるために支出した負担金等については、必要経費算入・損金算入の特例を措置。 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うために必要となる、基金の造成が促進され、農地利用集積円滑化事業が推進することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(33)	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例[所得税・法人税: 租税特別措置法第37条、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80] (昭和44年度)	<-> (< 176 >)	< 176 > (< 148 >)	< 144 >	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	農用地区域内の土地等を譲渡した者が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業委員会のあつせん等により農用地区域内の土地等を取得する場合に、次のとおり課税 など ・収入金額が取得価額以下の場合には、収入金額の80%に相当する金額を超える部分に課税 ・収入金額が取得価額を超える場合には、取得価額の80%に相当する金額を超える部分に課税 農業経営基盤の強化等を図るために経営地を営農適地に移転しようとする場合について、新たな担税力が生じない事業用資産の買換え・交換に係る課税の繰延べを認めることで、買換資産の縮小や新たな資金の工面等を懸念することなく買換等に踏み切れることを可能とすることにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(34)	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予[贈与税: 租税特別措置法第70条の4] (昭和39年度)	<-> (< 3,942 >)	< 1,284 > (<->)	< 3,942 >	(3)-①-(ア)	農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部等を贈与した場合には、一定の要件のもと、その年分の贈与税額のうち農地等の価額に対応する部分の税額が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(35)	農地等についての相続税の納税猶予等[相続税: 租税特別措置法第70条の6] (昭和50年度)	<-> の内数 (< 58,519 の 内数 >)	< 60,115 > の内数 (<->)	< 58,519 > の内数	(3)-①-(ア)	相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して農業を営む場合には、相続税額のうち当該農地等の価額の農業投資価格を超える部分については、一定の要件のもと納税が猶予される。 相続によって農地の所有者が変わっても農地としての利用が永続的に確保される仕組みを講じることにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段: 予算額/ <減収見込額> 下段: (執行額)/ (<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(36)	相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税: 租税特別措置法第70条の6の2] (平成21年度)	<-> の内数 (<58,519の 内数 >)	<60,115> の内数 (<->)	<58,519> の内数	(3)-①-(ア)	相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、当納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地について農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能になることから、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(37)	特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例[相続税: 租税特別措置法第70条の6の3] (平成21年度)	<-> の内数 (<58,519の 内数 >)	<60,115> の内数 (<->)	<58,519> の内数	(3)-①-(ア)	農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、現に農業経営基盤強化促進法に基づく貸付けが行われ、又は相続に伴い当該貸付が行われた場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能となることから、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(38)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税: 租税特別措置法第77条] (昭和56年度)	<51> (<70 >)	<59> (<->)	<57>	(3)-①-(ア)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→8/1,000)。 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、登録免許税を軽減することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(39)	農地保有合理化事業等に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等[不動産取得税: 地方税法第73条の27の5] (昭和46年度)	<-> (<26 >)	<98> (<->)	<30>	(3)-①-(ア)	農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が農用地区域内の農地等又は開発して農地とすることが適当な土地を取得し、5年以内(5年以内に土地改良事業等が開始され、事業の完了の日が5年を超えるときは、その完了の日から1年以内)に売渡し又は交換したときは、納税義務を免除。 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が農地を取得する際の不動産取得税の納税義務を免除することによって、農地保有合理化法人等が優良農地を確保しやすくなり、それにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段: 予算額/＜減収見込額＞ 下段: (執行額)/＜減収額＞		23年度 当初予算額/ ＜減収見込額＞ (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(40)	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき農用区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税: 地方税法附則第11条第1項] (昭和56年度)	<157> (<74>)	<110> (<->)	<85>	(3)-①-(ア)	農用区域内の土地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(交換による取得の場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額)。 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、不動産取得税を軽減することにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(41)	贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置[不動産取得税: 地方税法附則第12条] (昭和41年度)	<-> (<14>)	<20> (<->)	<18>	(3)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなることと、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(42)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税、法人税: 租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	<1,439> (<1,355>)	<1,355> (<483>)	<483>	(3)-①-(イ)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡をし、その譲渡代金でもって代替資産を取得した場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。
(43)	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税: 租税特別措置法第33条の3、第65条、第68条の72] (昭和44年度)	<18,260> (<18,003>)	<18,003> (<13,605>)	<13,605>	(3)-①-(イ)	個人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地をし土地を取得した場合は、譲渡がなかったものとみなし、法人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地等をし交換取得資産を取得した場合は、譲渡所得金額を損金算入。 換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	予算等の状況(百万円) 上段: 予算額/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(44)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例[法人税:租税特別措置法第64条の2、第68条の71] (平成13年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0>	(3)-①-(イ)	<p>法人の有する資産(棚卸資産を除く。)が、法令の規定に基づいて、強制的に収用等された場合、それに替わる代替資産をその収用等のあった日を含む事業年度に取得できなかったときに、その収用等に係る差益金相当額を特別勘定として繰り延べることを認め、代替資産を取得したときは圧縮記帳。</p> <p>換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に寄与する。</p>

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。